

目次

CONTENTS

- 2 大雨の被害にあわれた方へ市の支援等を紹介します
- 6 地震に備えましょう
- 8 へるすアップ
- 9 男女平等推進情報そよかぜ
- 10 市長コラム、北朝霞駅西口ロータリー広場化に向けた実証実験に伴う交通規制のお知らせ
- 11 情報BOX

- 23 ようこそ！あさかの生涯学習へ
- 28 わたくしたちの健康
- 29 みんなすこやか、市民伝言板
- 30 朝霞市民まつり「彩夏祭」
関八州よさこいフェスタ審査結果
- 32 PHOTO NEWS



朝霞市キャラクター
ぽぼたん



大雨の被害にあわれた方へ 市の支援等を紹介します



豪雨や台風等による大雨の被害が多くなる出水期に際して、市の支援制度や税・保険料等の減免や猶予制度を紹介しますので、ご活用ください。詳しくは、各二次元コードより市ホームページをご確認いただくか、担当課にお問い合わせください。

り災証明書に関すること

災害等の発生に伴い、市職員が市内各家庭を順次確認・調査し「り災証明書」等を発行します。調査が行われておらず調査を希望する場合は、課税課固定資産税係（☎463-2875）までご連絡ください。

対象／自然災害により住家等に被害が発生した方

内容／被災等での支援申請に関する「り災証明書」等の発行

申請方法／申請書に必要事項を記入し、被害状況が分かる写真などを添付し提出



●発行を希望される方で、調査より前に片付け・修繕を行う場合の注意点●

- ・被害状況（浸水状況・水位の痕跡等）を写真撮影し、記録を残してください。
- ・申請の際に写真が必要な場合、プリントアウトしたものの提出やデータのメール送付を依頼することがあります。

問／調査（住家）のこと：課税課 ☎463-2875 調査（事業用建物）のこと：産業振興課 ☎463-1903

り災証明書等発行のこと：収納課 ☎463-2023

被災したごみ（災害ごみ）の処理

問／資源リサイクル課（クリーンセンター） ☎456-1593

対象／市内で被災された方で、敷地内から出されるごみ（災害ごみ）の処理を希望される方

※一般住宅以外の店舗、会社、工場等から排出される災害ごみも対象となります。

内容／災害ごみの処理手数料の免除

※災害ごみを持ち込まれる際は、必ず事前に資源リサイクル課（クリーンセンター）へご連絡ください。

申請方法／「り災証明書」または「り災届出証明書」を窓口にて提示

※発行が間に合っていない場合は、その旨を申し出てください。

浸水解消後の消毒

問／環境推進課 ☎463-1504

対象／床上・床下浸水の被害にあった市民および事業者

内容／被災者の要望に応じ、建物等の消毒（浸水箇所が乾いた後の実施となります）

申請方法／電話または窓口（環境推進課）へ事前相談

災害見舞金

問／福祉相談課 ☎463-1594

対象／朝霞市に住民登録のある方で、火災や自然災害で住家に被害を受けた方・死亡された方のご遺族・重傷を負われた方

内容／被災の規模・状況に応じた見舞金の支給

申請方法／申請書を窓口（福祉相談課）へ提出

※支給額等の詳細は、市ホームページをご確認ください。



学用品の補助

問／教育管理課 ☎463-0793

対象／災害等により被災した児童・生徒の保護者

内容／被災状況に応じ、就学に必要な学用品・通学用品等の現物支給

申請方法／通学している学校へ申請（学校長が被災状況等を確認し、必要な学用品等を支給します）

国民年金保険料の免除

問／保険年金課 ☎463-0284

対象／国民年金第1号被保険者で、災害等により被災し住宅・家財・その他財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の被害を受けられた方など（日本年金機構で審査を実施）

内容／災害のあった日の属する月の前月分から翌々年6月分までの国民年金保険料の免除

※すでに保険料を納付済みの月は対象外

申請方法／

提出書類

- (1) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（国民年金保険料学生納付特例申請書）
- (2) リ災証明書の写し
- (3) 国民年金保険料免除・猶予申請に係る被災状況届
- (4) 保険金・損害賠償等の支給金額等を確認できる証明書の写し（ある方）

※代理申請の場合、委任状が必要です。

確認書類

- (1) マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認資料
- (2) 年金手帳

提出先

保険年金課国民年金係（市役所1階 16番窓口）または各年金事務所

その他／

- 申請後、日本年金機構から2～3か月後に審査結果が通知されます。
- 免除が承認された期間は将来年金を受け取るための「受給資格期間」に入ります。なお、承認後、10年以内であれば申し出により、保険料を後から収めること（追納）ができます。
- 3年度目以降に追納される場合は、当時の保険料額に一定の加算金が増加されます。追納しない場合は、定額保険料納付をした場合に比べ、将来受け取る年金額が減少します。

後期高齢者医療保険料の減免

問／保険年金課 ☎463-1928

対象／床上浸水の被害にあわれた、後期高齢者医療の被保険者

※原則、後期高齢者医療の被保険者や生計維持者の持ち家に限ります。また、賃貸アパート等にお住まいで、家財等が被害を受けた場合も減免になることがあります。

内容／災害発生日から以降1年の間で、申請時期に応じて対象となる後期高齢者医療保険料の50%を減免

・災害がやんだ日の翌日から2か月以内に減免申請した場合

…災害発生日以降に納期の末日または特別徴収対象年金給付の支払日が到来する当該年度の保険料

・災害がやんだ日の翌日から2か月後に減免申請した場合

…減免申請日以降に納期の末日または特別徴収対象年金給付の支払日が到来する当該年度の保険料

注意事項／

○次年度以降の減免対象期間については、再度、年度当初に申請が必要となります。

○特別徴収の方は、保険料の減額に伴い、納付方法が普通徴収（納付書または口座振替による徴収）に変更となります。納付書等は変更後の保険料が決定し次第、郵送します。

申請方法／

提出書類

(1) 後期高齢者医療保険料減免申請書（保険年金課へ連絡後、発行）

(2) リ災証明書（写しでも可）

※リ災証明書の取得が困難な場合は、保険年金課高齢者医療係（☎463-1928）へご連絡ください。

提出先

保険年金課高齢者医療係（市役所1階 18番窓口）

介護保険料の減免・徴収猶予

問／長寿はつらつ課 ☎463-1719

介護保険料の減免

対象／65歳以上の介護保険被保険者またはその属する世帯の生計維持者で次の2つの条件に該当する方

○災害により、床上浸水や住宅・家財の3割以上が被害を受けた

○被保険者および世帯の生計維持者の前年の合計所得が1,000万円以下

内容／所得金額と損害の割合等に応じ、災害月以降12か月間の介護保険料を減免

※全額免除のほか、50%の減額、25%の減額、12.5%の減額となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申請方法／

提出書類

(1) 介護保険料減免・徴収猶予申請書

(2) リ災証明書の写し

※リ災証明書の提出が困難な場合は、長寿はつらつ課（☎463-1719）へご連絡ください。

提出先

長寿はつらつ課（市役所1階 14番窓口）

介護保険料の徴収猶予

対象／介護保険料の減免要件に該当しない方で、風水害等で住宅・家財等にいちじるしい損害を受けた方

内容／災害月以後で、1年以内の期間に限り、介護保険料の徴収を猶予

申請方法／

提出書類

(1) 介護保険料減免・徴収猶予申請書

(2) リ災証明書の写し

提出先

長寿はつらつ課（市役所1階 14番窓口）

保育園保育料および放課後児童クラブ保育料の減免

対象／保育園・放課後児童クラブ在園者・在室者（保護者）で、居住する家屋等が災害等でいちじるしい損害を受けた方

内容／損害の程度に応じ、一定額の保育料を減免

申請方法／り災証明、保育料減免申請書等を窓口（保育課）に提出

※必要に応じて、他の書類の提出を求める場合があります。

※民間放課後児童クラブの在室者は、クラブに書類を提出してください。

問／

保育園保育料のこと…保育課保育係 ☎463-2836

放課後児童クラブ保育料のこと…保育課保育支援係 ☎463-6720



保育園保育料



放課後児童
クラブ保育料

固定資産税・都市計画税の減免

問／課税課 ☎463-2875

対象／市内にある居住用家屋・償却資産について災害により床上浸水の被害を受けた方

内容／被害の程度に応じ、損害割合に係る税額（納期末到来の未納部分）の一部を軽減

申請方法／減免申請書を納期限までに窓口（課税課固定資産税係）に提出

※添付書類が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

森林環境税の免除

問／課税課 ☎463-2852

対象／

（１）前年の合計所得金額が500万円以下で、災害により自己の住宅または家財に生じた損害金額が価値の30％以上（保険金で補填した部分を除く）である方

（２）前年の合計所得金額が500万円超750万円以下で、災害により自己の住宅または家財に生じた損害金額が価値の50％以上（保険金で補填した部分を除く）である方

内容／納期末到来分の森林環境税の全額免除

申請方法／減免申請書を納期限までに窓口（課税課市民税係）に提出

※添付書類が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

再建築する際の確認申請および完了検査手数料の免除

問／開発建築課 ☎463-2585

対象／市内に建っている建築物等が、災害により滅失・き損された方

内容／災害発生日から1年以内に再建築する建築物等について、市に提出する場合の確認申請と完了検査手数料を免除

申請方法／り災証明書等を各申請書類に添付し、窓口（開発建築課）に提出

税の徴収猶予

問／収納課 ☎463-2023

対象／災害等で被害を受け、市税等を一時的に納付できない方

内容／納付することができないと認められる金額を限度とし、1年以内の期間で市税等の徴収を猶予

申請方法／

提出書類

申請書および災害等の事実があることを証明できる書類

※市内で発生した災害で、り災証明に関する調査が行われ、住家の被害の程度が市で確認できる場合には、証明のための書類を提出する必要はありません。

提出先

収納課（市役所2階 20番窓口）

※書類の提出後、内容を審査し、猶予の許可・不許可を決定します。

※市外局番のない電話番号は『048』をつけておかけください。